

第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第7節 移動タンク貯蔵所

第1	移動タンク貯蔵所の種類
----	-------------

移動タンク貯蔵所の種類については、次のとおりである。(昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」)

- (1) 危政令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所には、単一車形式(図1-1)及び被けん引車形式(エラー! 参照元が見つかりません。)の2形式がある。
- (2) 危政令第15条第2項に定める積載式移動タンク貯蔵所も同様に単一車形式(図1-2)及び被けん引車形式(図1-4)の2形式がある。
- (3) 危政令第15条第3項に定める給油タンク車
- (4) 危政令第15条第4項に定めるアルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所

なお、それぞれの形式の適用は、次のとおりである。

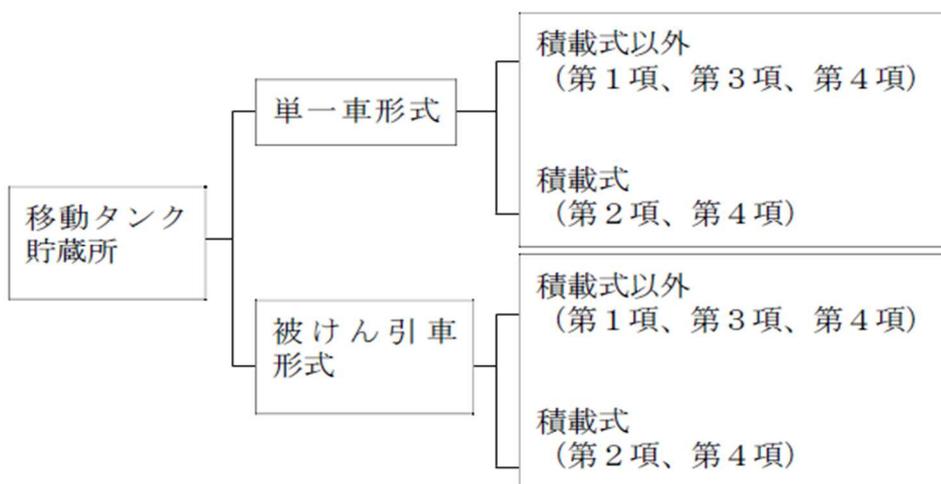


図1-1 単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

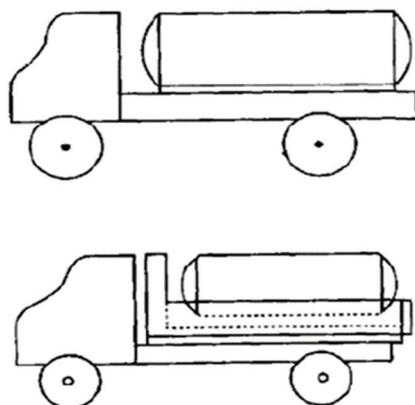


図 1-2 単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

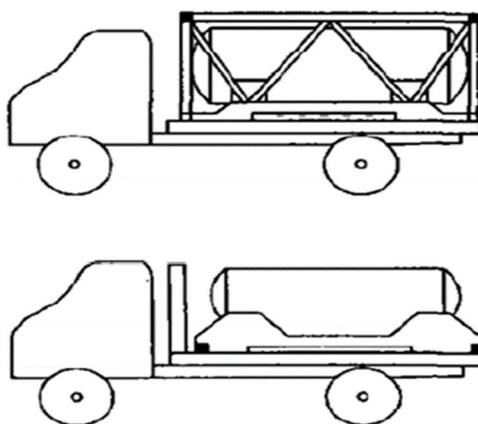


図 1-3 被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

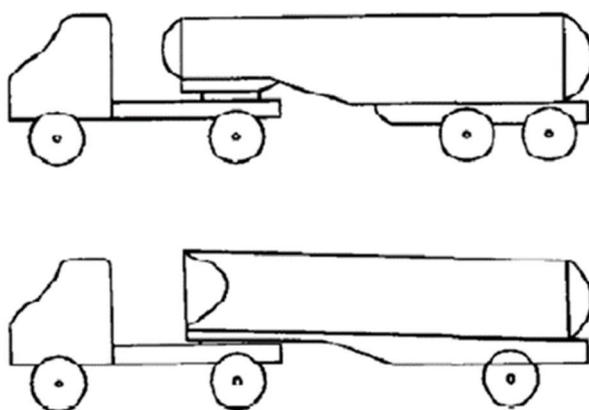
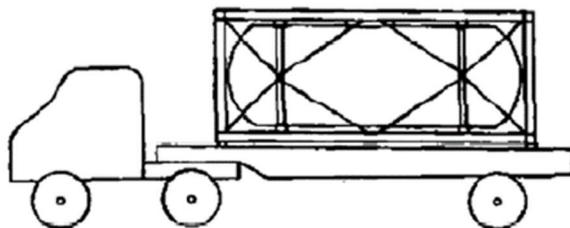


図 1-4 被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例



留意事項

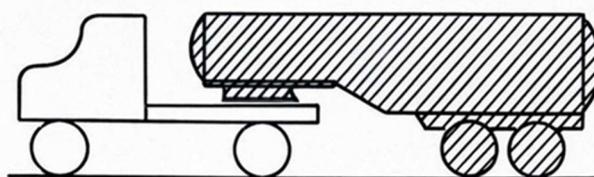
- 灯油専用の移動タンク貯蔵所について
灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に移動貯蔵タンクを積載し、Uボルトで固定し、積替えをしないもの）は、積載式以外の移動タンク貯蔵所（単一車形式）に該当する。（平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問17）

- 移動タンク貯蔵所に該当しない車両の形式について
単一車形式のものは、一般にタンクローリーと称されているものであり、被けん引車形式のものは、一般にセミトレーラと称されているものである。図1-5に示すようなフルトレーラー連結車やダブルス連結車は、移動タンク貯蔵所として認められない。（昭和46年7月17日消防予第106号「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」第1.1）

図1-5 移動タンク貯蔵所に該当しない車両の形式の例

例1 被牽引自動車にタンクを固定したもの

セミトレーラ連結車



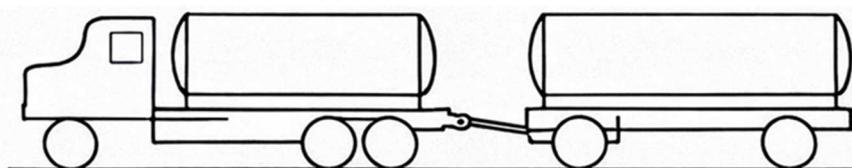
トラクター

セミトレーラ

※ 上図の車線部分が移動タンク貯蔵所として規制される。

例2 フルトレーラ連結車

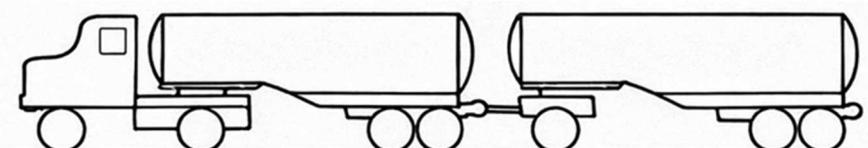
第7節 移動タンク貯蔵所
第1 移動タンク貯蔵所の種類



タンク・ローリ

フルトレーラ

例3 ダブルス連結車



トラクター・セミトレーラ・フルトレーラ

第2	常置場所
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第1号

移動タンク貯蔵所は、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の1階に常置すること。

留意事項

○ 常置場所について

常置場所については、次によること。移動タンク貯蔵所を常置する場所は、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の1階とされているが、建築物の1階にあっても当然防火上安全な場所とするものであること。また、同一敷地内において複数の移動タンク貯蔵所を常置する場合にあつては、移動タンク貯蔵所の台数が、敷地の面積に対して適正であることを確認すること。(昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第2の2.1)

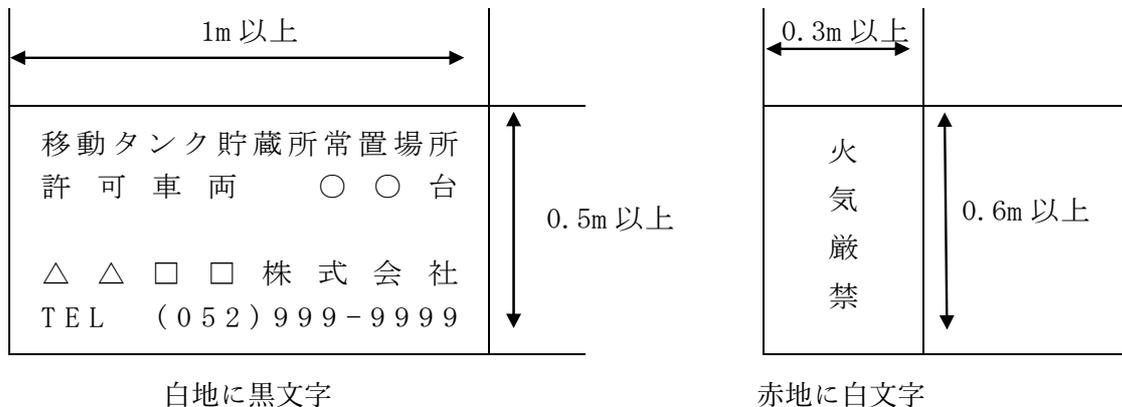
○ 危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置する行為について

常置場所において危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置させている行為は、危険物の移送中の範囲とみなされ、移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物を取り扱うことができる危険物取扱者が、常時監視でき、かつ、危険物の保安の確保を図ることができる状態でなければならない。(昭和51年5月31日消防危第4号「常置場所において危険物を積載した状態の移動タンク貯蔵所の規制について」)

○ 常置場所である旨の表示について

常置場所には、常置場所である旨を表示した標識及び火気厳禁の掲示板を当該常置場所の出入口付近の見やすい位置に、**エラー! 参照元が見つかりません。**の例により設けること。(指導)

図 2-1 常置場所の標識及び掲示板



第3	タンクの構造
----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第2号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う車両（危政令第2条第6号に規定する車両をいう。）に固定されたタンク（以下「移動貯蔵タンク」という。）は、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70kPaの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

○ 危政令第15条第1項第3号

移動貯蔵タンクは、容量を30,000ℓ以下とし、かつ、その内部に4,000ℓ以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

○ 危政令第15条第1項第8号

移動貯蔵タンクの外面には、さび止めのための塗装をすること。

留意事項

○ 移動タンク貯蔵所における圧力タンクについて

移動タンク貯蔵所における圧力タンクとは、最大常用圧力が46.7kPa以上のものである。（昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第2の2.2）

○ さび止めのための塗装の省略について

ステンレス鋼材又は腐食されがたい金属で造られた移動貯蔵タンクにあつては、さび止めのための塗装を省略することができる。（*）

参照

○ 「タンクの構造の運用指針」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第4	安全装置及び防波板等
----	------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第4号

危政令第15条第1項第3号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び総務省令で定める安全装置【危規則第19条第2項】を設けるとともに、総務省令で定めるところにより、厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板【危規則第24条の2の9】を設けること。

※ 安全装置は、移動貯蔵タンク内部の圧力が上昇した場合にタンクに過大な圧力がかからないようにするため設けるものであり、防波板は、走行中の移動貯蔵タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両の安定性を確保するために設けるものである。

根拠条文 危規則

○ 危規則第19条第2項（安全装置）

危政令第15条第1項第4号の総務省令で定める安全装置は、次の各号のとおりとする。

- 一 常用圧力が20kPa以下のタンクに係るものにあつては20kPaを超え24kPa以下の範囲の圧力で、常用圧力が20kPaを超えるタンクに係るものにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動するもの。
- 二 吹き出し部分の有効面積が、容量が2,000ℓ以下のタンク室（間仕切りにより仕切られたタンク部分をいう。以下同じ。）に係るものにあつては15cm²以上、容量2,000ℓを超えるタンク室に係るものにあつては25cm²以上であるもの。

○ 危規則第24条の2の9（防波板）

危政令第15条第1項第4号の規定により、防波板は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 容量が2,000ℓ以上のタンク室に設けること。
- 二 タンク室内の2箇所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切りからの距離を異にして設けること。
- 三 1箇所に設ける防波板の面積は、タンク室の移動方向の最大断面積の50%以上とすること。ただし、タンク室の移動方向に直角の断面の形状が円形又は短径が1m以下のだ円形である場合は、40%以上とすることができる。

四 貯蔵する危険物の動揺により容易に湾曲しないような構造とすること。

参照

- 「安全装置」、「防波板」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第5	マンホール及び注入口のふた
----	---------------

根拠条文 危政令

- 危政令第15条第1項第5号

移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

参照

- 「マンホール」、「注入口のふた」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第6	可燃性蒸気回収設備
----	-----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第6号

移動貯蔵タンクに可燃性の蒸気を回収するための設備を設ける場合にあっては、当該設備は可燃性の蒸気が漏れるおそれのない構造とすること。

参照

- 「可燃性蒸気回収設備」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第7	側面枠及び防護枠
----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第7号

マンホール、注入口、安全装置等（以下「附属装置」という。）がその上部に突出している移動貯蔵タンクには、総務省令で定めるところにより、当該附属装置の損傷を防止するための装置【危規則第24条の3】を設けること。

※ 附属装置の損傷を防止するための装置は、当該移動タンク貯蔵所の両側面の上部に設けるもの（以下「側面枠」という。）及び附属装置の周囲に設けるもの（以下「防護枠」という。）がある。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の3（側面枠及び防護枠）

危政令第15条第1項第7号の規定により、附属装置の損傷を防止するための装置は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一 移動貯蔵タンクの両側面の上部に設けるもの（以下「側面枠」という。）

イ 当該移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側と当該移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度が75°以上で、かつ、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線におろした垂直とのなす角度が35°以上となるように設けること。

ロ 外部からの荷重に耐えるように作ること。

ハ 移動貯蔵タンクの両側面の上部の四隅に、それぞれ当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で1m以内の位置に設けること。ただし、被けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクにあっては、当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で1mを超えた位置に設けることができる。

ニ 取付け箇所には、当該側面枠にかかる荷重によって移動貯蔵タンクが損傷しないように、当て板をすること。

二 附属装置の周囲に設けるもの（以下「防護枠」という。）

イ 厚さ2.3mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で、通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形又はこれと同等以上の強度を有する構造に造ること。

- ロ 頂部は、附属装置より 50 mm以上高くすること。ただし、当該高さを確保した場合と同等以上に附属装置を保護することができる措置を講じたときは、この限りでない。

参照

- 「側面枠」、「防護枠」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第8	底弁及び底弁の閉鎖装置
----	-------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第9号

移動貯蔵タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に底弁を設けるとともに、非常の場合に直ちに当該底弁を閉鎖することができる手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置を設けること。ただし、引火点が70℃以上の第4類の危険物の移動貯蔵タンクの排出口又は直径が40 mm以下の排出口に設ける底弁には、自動閉鎖装置を設けないことができる。

○ 危政令第15条第1項第10号

前号の手動閉鎖装置には、総務省令で定めるところにより、レバー【危規則第24条の4】を設け、かつ、その直近にその旨を表示すること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の4（手動閉鎖装置のレバー）

危政令第15条第1項第10号の規定により、手動閉鎖装置のレバーは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 手前に引き倒すことにより手動閉鎖装置を作動させるものであること。
- 二 長さは、15 cm以上であること。

参照

- 「底弁」、「閉鎖装置」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第7節 移動タンク貯蔵所

第9 外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置

第9	外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置
----	---------------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第11号

底弁を設ける移動貯蔵タンクには、外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置を講ずること。

参照

- 「底弁の損傷を防止するための措置」—昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第10	配管の先端弁
-----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第12号

移動貯蔵タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

※ 移動貯蔵タンクの配管は、万一底弁から危険物が漏えいした場合、配管内に危険物が残留した場合等においては、当該配管を通じて危険物が流出するおそれがあるのでその先端に弁等を設けなければならないこととされている。

第11	電気設備
-----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第13号

移動貯蔵タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

留意事項

○ 後方確認用のカメラの設置について

移動タンク貯蔵所の防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置することは、認めて差し支えないものとする。なお、この場合、次の事項について確認すること。（平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」問14）

- 1 危政令第15条第1項第13号（電気設備）の規定に適合するものであること。
- 2 防護枠の強度に影響を与えないものであること。

参照

- 「電気設備」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第12	接地導線
-----	------

根拠条文 危政令

- 危政令第15条第1項第14号
ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクには、接地導線を設けること。

留意事項

- 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物とは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類とする。(*)

参照

- 「接地導線」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第13	注入ホース
-----	-------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第15号

液体の危険物の移動貯蔵タンクには、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口と結合できる結合金具を備えた注入ホースを設けること。
この場合において、当該結合金具（第6類の危険物の移動貯蔵タンクに係るものを除く。）は、真鍮その他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造らなければならない。

参照

- 「注入ホース」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第7節 移動タンク貯蔵所
第14 計量時の静電気による災害を防止するための措置

第14	計量時の静電気による災害を防止するための措置
-----	------------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第16号

ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の移動貯蔵タンクのうち計量棒によって当該危険物の量を計量するものには、計量時の静電気による災害を防止するための装置を設けること。

参照

- 「静電気による災害を防止するための措置」—昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第15	表示設備及び標識
-----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第1項第17号

移動貯蔵タンクには、当該タンクが貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備を見やすい箇所に設けるとともに、総務省令で定めるところにより標識【危規則第17条第2項】を掲げること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第17条第2項（標識）

危政令第15条第1項第17号の規定による標識は、0.3m平方以上0.4m平方以下の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示したものとし、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。

参照

- 「表示設備」、「標識」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について

第16	積載式移動タンク貯蔵所
-----	-------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第2項

移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するもの（以下「積載式移動タンク貯蔵所」という。）については、総務省令で、危政令第15条第1項に掲げる基準の特例【危規則第24条の5】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の5（積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例）

- 1 積載式移動タンク貯蔵所（危政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）に係る危政令第15条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
- 2 積載式移動タンク貯蔵所については、危政令第15条第1項第15号の規定は、適用しない。
- 3 次の各号に適合する移動貯蔵タンクに係る積載式移動タンク貯蔵所については、危政令第15条第1項第3号（間仕切に係る部分に限る。）、第4号及び第7号の規定は、適用しない。
 - 一 移動貯蔵タンク及び附属装置（底弁等を含む。以下この条において同じ。）は、鋼製の箱状の枠（以下この条において「箱枠」という。）に収納されていること。
 - 二 箱枠は、移動貯蔵タンクの移動方向に平行のもの及び垂直のものにあつては当該移動貯蔵タンク、附属装置及び箱枠の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重（以下「移動貯蔵タンク荷重」という。）の2倍以上、移動貯蔵タンクの移動方向に直角のものにあつては移動貯蔵タンク荷重以上の荷重に耐えることができる強度を有する構造とすること。
 - 三 移動貯蔵タンクは、厚さ6mm（当該タンクの直径又は長径が1.8m以下のものにあつては、5mm）以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
 - 四 移動貯蔵タンクに間仕切を設ける場合には、当該タンクの内部に完全な間仕切を厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
 - 五 移動貯蔵タンク（タンク室を設ける場合にあつては、当該タンク室。

- 以下この項において同じ。)には、マンホール及び安全装置を設けること。
- 六 前号の安全装置は、第19条第2項の規定の例によるほか、容量が4,000ℓを超える移動貯蔵タンクの安全装置にあつては、吹き出し部分の有効面積の総和が25㎤に当該容量を4,000ℓで除して得た値を乗じて得た値以上となるように設けること。
 - 七 移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ6mm（当該タンクの直径又は長径が1.8m以下のものにあつては、5mm）以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
 - 八 附属装置は、箱枠の最外側との間に50mm以上の間隔を保つこと。
- 4 前2項に定めるもののほか、積載式移動タンク貯蔵所の特例は、次のとおりとする。
- 一 移動貯蔵タンクは、積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。
 - 二 積載式移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の4倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。ただし、容量が6000ℓ以下の移動貯蔵タンクを積載する移動タンク貯蔵所にあつては、緊締金具及びすみ金具に代えて当該移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームに緊結できる構造のUボルトとすることができる。
 - 三 積載式移動タンク貯蔵所に注入ホースを設ける場合には、危政令第15条第1項第15号に掲げる基準の例によること。
 - 四 移動貯蔵タンクには、当該タンクの見やすい箇所に「消」の文字、積載式移動タンク貯蔵所の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号を表示すること。この場合において、表示の大きさは縦0.15m以上、横0.4m以上とするとともに、表示の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

参照

- 「積載式移動タンク貯蔵所」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」
- 「取扱い」－平成4年6月18日消防危第54号「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について」

第17	給油タンク車
-----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第3項

航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所（給油タンク車）については、総務省令で、危政令第15条第1項に掲げる基準の特例【危規則24条の6】を定めることができる。

- ※ 本項は、航空機給油取扱所（危政令第17条第3項第1号）又は船舶給油取扱所（同条同項第2号）において航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所について特例を定めている。また、給油タンク車（レフューラー）とは、車両に専用タンク、ポンプ設備、フィルター及びホース設備（ホースリール）等を有するものである。なお、車両の専用タンクを有せず、かつ、航空機給油取扱所の給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両（以下「給油ホース車」又は「サービサー」という。）は、移動タンク貯蔵所に該当せず、危政令第17条第3項に規定する航空機給油取扱所の設備として規制されている。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の6（給油タンク車の基準の特例）

- 1 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所（以下この条、第26条、第26条の2、第40条の3の7及び第40条の3の8において「給油タンク車」という。）に係る危政令第15条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
- 2 給油タンク車については、危政令第15条第1項第15号の規定は、適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、給油タンク車の特例は、次のとおりとする。
 - 一 給油タンク車には、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けること。
 - 二 給油タンク車には、給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置を設けること。
 - 三 給油設備は、次に定める構造のものであること。
 - イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で10分間水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないもの

- であること。
- ロ 給油ホースの先端に設ける弁は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。
 - ハ 外装は、難燃性を有する材料で造ること。
- 4 給油設備には、当該給油設備のポンプ機器を停止する等により移動貯蔵タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
 - 5 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゅうその他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。第40条の3の7において同じ。）を設ける場合は、この限りでない。
 - 6 給油設備には、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - 7 給油ホースは、最大常用圧力の2倍以上の圧力で水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。
 - 8 船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースは、著しい引張力が加わったときに当該給油タンク車（当該給油ホースを除く。）に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。

留意事項

- 「エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置」と同等以上の性能を有するもの（平成19年3月29日消防危第68号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」）

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成15年国土交通省告示第1317号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条

に基づく排出ガス規制（以下「平成17年排出ガス規制」という。）に適合しているものは、同等以上の性能を有するものと認められる。

なお、当該給油タンク車が当該規制に適合していることは、次の(1)又は(2)のいずれかにより確認することができる。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第48条に基づく車検証に平成17年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。
- (2) 平成17年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

参照

- 「給油タンク車」－昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」

第7節 移動タンク貯蔵所
第18 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等
ヒドロキシルアミン等の移動タンク貯蔵所

第18	アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等の移動タンク貯蔵所
-----	---

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第4項

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令で定める危険物【危規則第24条の7】を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、危政令第15条第1項及び第2項に掲げる基準を超える特例【危規則第24条の8～危規則第24条の9の2】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の7（移動タンク貯蔵所の特例を定めることができる危険物）

危政令第15条第4項の総務省令で定める危険物は、第13条の7に規定する危険物とする。

○ 危規則第13条の7（製造所の特例を定めることができる危険物）

危政令第9条第3項の総務省令で定める危険物は、アルキルアルミニウム等、第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するもの（以下「アセトアルデヒド等」という。）及び第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するもの（以下「ヒドロキシルアミン等」という。）とする。

○ 危規則第24条の8（アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例）

アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る危政令第15条第4項の規定による同条第1項及び第2項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

- 一 危政令第15条第1項第2号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクは、厚さ10mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、1MPa以上の圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- 二 危政令第15条第1項第3号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクの容量は、1,900ℓ未満であること。
- 三 危規則第19条第2項第1号の規定にかかわらず、安全装置は、移動貯

第7節 移動タンク貯蔵所
第18 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等
ヒドロキシルアミン等の移動タンク貯蔵所

蔵タンクの水圧試験の圧力の3分の2を超え5分の4以下の範囲の圧力で作動するものであること。

- 四 危政令第15条第1項第5号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクのマンホール及び注入口のふたは、厚さ10mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- 五 危政令第15条第1項第9号の規定にかかわらず、移動貯蔵タンクの配管及び弁等は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- 六 危規則第24条の5第4項第2号の規定にかかわらず、移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の4倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。
- 七 移動貯蔵タンクは、不活性の気体を封入できる構造とすること。
- 八 移動貯蔵タンクは、その外面を赤色で塗装するとともに、文字を白色として胴板の両側面及び鏡板に第18条第1項第4号に掲げる注意事項を表示すること。

- 危規則第24条の9（アセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所の特例）
 - アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る危政令第15条第4項の規定による同条第1項及び第2項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。
 - 一 移動貯蔵タンクは、不活性の気体を封入できる構造とすること。
 - 二 移動貯蔵タンク及びその設備は、銅、マグネシウム、銀若しくは水銀又はこれらを成分とする合金で造らないこと。
- 危規則第24条の9の2（ヒドロキシルアミン等の移動タンク貯蔵所の特例）
 - ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る危政令第15条第4項の規定による同条第1項及び第2項に掲げる基準を超える特例は、危規則第22条の2の7に掲げるヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の規定の例によるものとする。

第19	国際輸送用移動タンク貯蔵所
-----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第15条第5項

国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、総務省令で、第1項、第2項及び前項に掲げる基準の特例【危規則24条の9の3】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の9の3（国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所の基準の特例）

- 1 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所に係る危政令第15条第5項の規定による同条第1項、第2項及び第4項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
- 2 前項の移動タンク貯蔵所については、危政令第15条第1項第2号から第5号まで及び第7号から第14号まで、第24条の5第4項第1号、第2号（すみ金具に係る部分に限る。）及び第4号、第24条の8第1号から第6号（すみ金具に係る部分に限る。）まで、第7号及び第8号（外面の塗装及び文字の色に係る部分に限る。）並びに第24条の9第1号の規定は、適用しない。

参照

- 「国際輸送用積載移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」－平成13年4月9日消防危第50号「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」
- 「国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規程」－平成25年2月22日消防危第25号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」
- 「IMDGコードに規定されているタンクの諸元及びそれに適応する危険物」－別記27「IMDGコードに規定されているタンクの諸元及び適応する危険物」

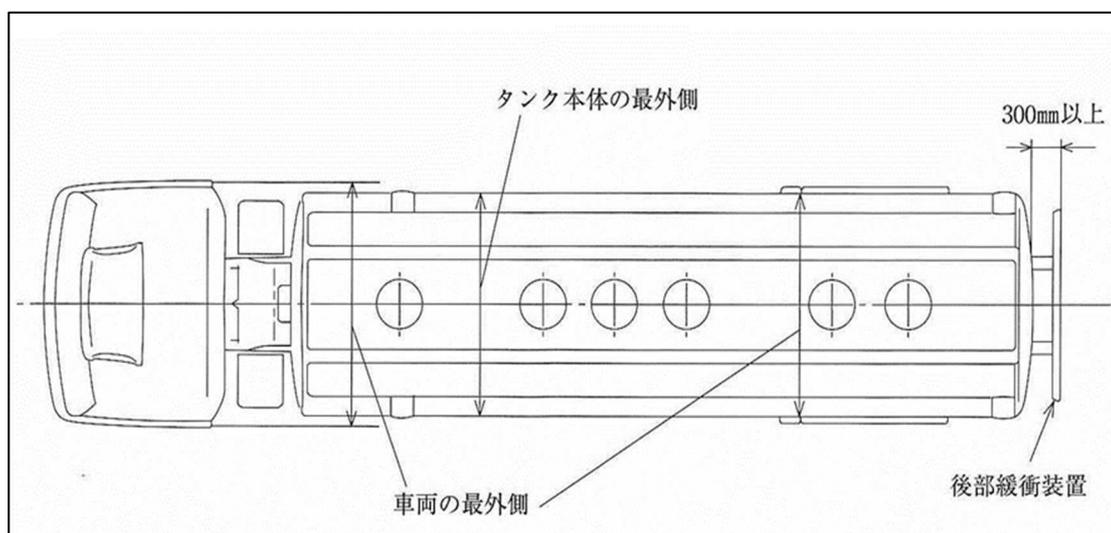
第20	特殊な移動タンク貯蔵所
-----	-------------

- 最大容量が20 kℓを超える移動タンク貯蔵所（昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第2の2.18）

最大容量が20 kℓを超える移動タンク貯蔵所の基準は、危政令第15条第1項の規定の例によるほか、次によること。

- (1) タンク本体の最後部は、車両の後部緩衝装置（バンパ）から300 mm以上離れていること。
- (2) タンク本体の最外側は、車両からはみ出していないこと。

図16-1 最大容量が20 kℓを超える移動タンク貯蔵所のタンクの位置



- ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所（昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第2の2.18）

ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の基準は、危政令第15条第1項の規定の例によるほか、次によること。

- (1) タンク上部に可燃性蒸気回収装置（集合管に限る。）が設けられていること。
- (2) タンク内上部に一定量になった場合に一般取扱所へポンプ停止信号を発することのできる液面センサー及び信号用接続装置を設けること。
- (3) 配管を底弁毎に独立の配管とするとともに、配管に外部から直接衝撃を与えないように保護枠を設けること。
- (4) 配管は、タンクの水圧試験と同圧力で水圧試験を実施すること。

- 胴板を延長した被けん引式移動タンク貯蔵所（昭和48年3月12日消防予第45号「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」別紙第2の2.18）
- 胴板を延長した被けん引式移動タンク貯蔵所の基準は、危政令第15条第1項の規定の例によるほか、次によること。
- (1) 延長した胴板部に人が出入りできる点検用マンホールを設けること。
 - (2) 延長した胴板部の上下に各1箇所以上の通気口を設けること。
 - (3) 延長した前部鏡板に外部から目視確認のできる点検口を設けること。
 - (4) 延長した胴板部に滞水することのないよう水抜口を設けること。
- ※ 20kℓを超えるタンクを有する被けん引車を造ろうとした場合に、道路運送車両法の保安基準による車軸重量の制限を満足するために被けん引車の重心を後部へ移す必要がある。また、タンク本体の一部に集中荷重が加わらない構造とするために、タンク支脚又はタンクの胴板の一部のみを延長するのではなく、タンク胴板を一体として延長するとともに、延長部の強度を確保するため、延長部分に鏡板を取り付けた構造としている。